

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事年	業度	：	：	法人名
----	----	---	---	-----

御注意 2 1	区分	総額	処分		
			留保	社外流出	(3)
			(1)	(2)	
沖縄の認定法人の課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	当期利益又は当期欠損の額	1 円		円	配当
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			その他
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
加算	損金経理をした納税充当金	4			
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過意税	5			その他
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	減価償却の償却超過額	6			
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	役員給与の損金不算入額	7			その他
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	交際費等の損金不算入額	8			その他
算出	通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9			外※
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	小計	10			
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	小計	11			外※
減算	減価償却超過額の当期認容額	12			
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)	14			※
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	外国子会社から受ける剩余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	受贈益の益金不算入額	16			※
算入	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	法人税等の中間納付額及び過誤納額に係る還付金額	18			
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	所得税額に及ぶ欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
「①」欄の金額は、「②」欄の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。	通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20			※
「③」欄の本書の金額を加算し、これから※の金額を加減算した額と符合することになります。	小計	21			
算出	小計	22			外※
仮計	(1)+(11)-(22)	23			外※
対象純支払利息等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24				その他
超過利息額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25	△			※ △
仮計(23)から(25)までの計)	26				外※
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27				その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29				その他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30				その他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五の二)「5の②」)(別表十七(三の六)「1」)	31				その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32				
合計(26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)	34				外※
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37				※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38				※
差引計(34)+(37)+(38)	39				外※
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△			※ △
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七の二「5」又は「11」)	41				※
差引計(39)+(40)±(41)	43				外※
欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」)	44	△			※ △
総計(43)+(44)	45				外※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△		
所得金額又は欠損金額	52				外※

(簡)